

大阪府教育支援体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、予算の定めるところにより、市町村及び学校法人等に対し大阪府教育支援体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び文部科学省教育支援体制整備事業費交付金交付要綱（令和6年5月9日付け6文科初第105号、文部科学省初等中等教育局長通知）及び同実施要領（令和6年5月9日一部改正（令和6年5月9日6文科初第436号））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業の内容等)

第2条 この補助金の補助事業の内容、補助事業者、補助対象経費、及び補助金の額等については、次の取組により実施する事業とする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

- (1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備
(内容については、別紙1のとおり)
- (2) 認定こども園等の業務体制への支援
(内容については、別紙2のとおり)
- (3) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援
(内容については、別紙3のとおり)
- (4) 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援
(内容については、別紙4のとおり)

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請について、市町村は次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1-1号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）

2 規則第4条第1項の申請について、学校法人等は次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1-2号）
- (2) 要件確認申立書（様式第2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第3号）

3 前二項各号に掲げる書類は、教育長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、市町村は補助金変更承認申請書(様式第5-1号)を、学校法人等は補助金変更承認申請書(様式第5-2号)を提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、市町村は補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6-1号)を、学校法人等は補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6-2号)を提出しなければならない。

4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金は、第2条に規定する経費に充当しなければならない。

(2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(3) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(5) 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等(以下「処分制限財産」という。)、並びに同第14条第1項第2号の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(6) 教育長の承認を受けて処分制限財産を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告にあたっては、市町村は、次に掲げる書類を別途定める日までに、教育長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書(様式第7-1号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

2 規則第12条の規定による報告にあたっては、学校法人等は、次に掲げる書類を別途定める日までに、教育長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書(様式第7-2号)

(補助金の交付)

第8条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成29年3月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年2月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和元年7月3日から施行し、令和元年度から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。なお、令和2年度国補正予算第3号にかかる事業については、令和3年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和3年7月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行し、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 6 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和 6 年 6 月 13 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別紙1（第2条関係）

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 内容

遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

3 補助事業者

学校法人

4 補助基準額

遊具等環境整備設備整備 1施設当たり 2,000 千円

5 負担割合

遊具等環境整備設備整備

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 府（国）1／2、事業者1／2

イ 幼稚園 府（国）1／3、事業者2／3

※府（国）から事業者への補助金の算定について、千円未満が生じた場合はこれを切り捨てる。

6 対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）。

7 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、府（国）の負担割合を1／2以内として補助の対象とする。

別紙 2（第 2 条関係）

認定こども園等の業務体制への支援

1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担の軽減及び園務の平準化に必要な費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心・安全に育むことのできる業務体制の整備を図ることを目的とする。

2 内容

①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条及び第 17 条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 27 条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

②補助員等の配置による園務の平準化支援

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、幼稚園の入口における園児の受け入れ、園児の建物内への誘導及び担任教員に対する登園状況の報告（登園管理システムを導入している場合は、システム上での登園状況の報告、園バスの乗車状況や保護者からの出欠連絡との齟齬がないかの確認を含む。）等により、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な費用を補助する。

3 補助事業者

- ①学校法人（子ども・子育て支援新制度に移行していない施設を有する法人に限る。）
- ②市町村・施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）

4 補助基準額

- ①事務職員等雇上費等 1 施設当たり 1,600 千円
 - ②補助員等雇上費等 1 施設当たり 225 千円
- （②は上限額であり、雇上期間や勤務日数に応じて算定することとする。）

5 負担割合

府（国） 1／2、事業者 1／2

※府（国）から事業者への補助金の算定について、千円未満が生じた場合はこれを切り捨てる。

6 対象経費

- ①認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

- ②登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

7 留意事項

①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- ・交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。ただし、原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として、交付決定を取り消すものとする。
- ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせておこなう者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。
- ・すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象としない。

②補助員等配置による園務の平準化支援

- ・補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負担を軽減し、園務の平準化を図ることを目的として、交付決定年度に新たに補助員等を配置した場合に限ること。
- ・補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子どもの命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子どもを安心・安全に育む業務体制を構築すること。
- ・配置初年度に係る経費のみを補助対象とする。同一の園に対して2年目以降の経費を補助対象とすることは認められない。
- ・チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている者に係る重複受給は認められない。
- ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。

別紙3（第2条関係）

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

1 目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

2 内容

（1）内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施するための費用及び研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。ただし、他の補助金等の補助対象となる研修を除く。

（2）（1）の都道府県が認める研修

以下に掲げる研修をいう。

- ・国、地方公共団体、公益法人等、及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体、又は教育関連企業・団体が主催する、教育の質の向上を目的とする研修
- ・他の幼稚園が実施する幼稚園・保育所の教職員の合同研修
- ・他の幼稚園が実施する幼稚園と保育所等の連携に係る研修

（3）研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

3 補助事業者

市町村、私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の設置者

4 補助基準額

研修参加教職員 1 人当たり 6,250 円

5 負担割合

府（国） 1／2、事業者 1／2

※府（国）から事業者への補助金の算定について、千円未満が生じた場合はこれを切り捨てる。

6 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

別紙4（第2条関係）

幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

1 目的

幼稚園等において教育に係る資料の電子化に必要な ICT 環境の整備を行うことで、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

2 内容

幼稚園等における幼児教育の質の向上のため、日々の教育実践に関する記録の保存、指導案や指導要録の作成、教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るためのシステム導入や端末の購入等に必要な経費に対する補助を行う。

3 補助事業者

市町村、学校法人

4 対象施設

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園

5 補助基準額

- 1 施設当たり 1,000 千円（6 学級以下）
- 1,500 千円（7 学級以上）

6 負担割合

府（国）1／2、事業者 1／2

※府（国）から事業者への補助金の算定について、千円未満が生じた場合はこれを切り捨てる。

7 対象経費

指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。

また、資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費を対象とする。

8 留意事項

- ・教育に係る資料の電子化に必要なパソコン・タブレット等の備品は、教育の質の向上に資するものでなければならない。
- ・対象となるシステム類に搭載する機能については、資料の作成を補助するものや作成した資料を保護者や教員同士での共有を容易にするものなど、幼児教育の質の向上に配慮されたものでなければならない。
- ・対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、システム等のリース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行

って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)

- すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象外とする。
- 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。